

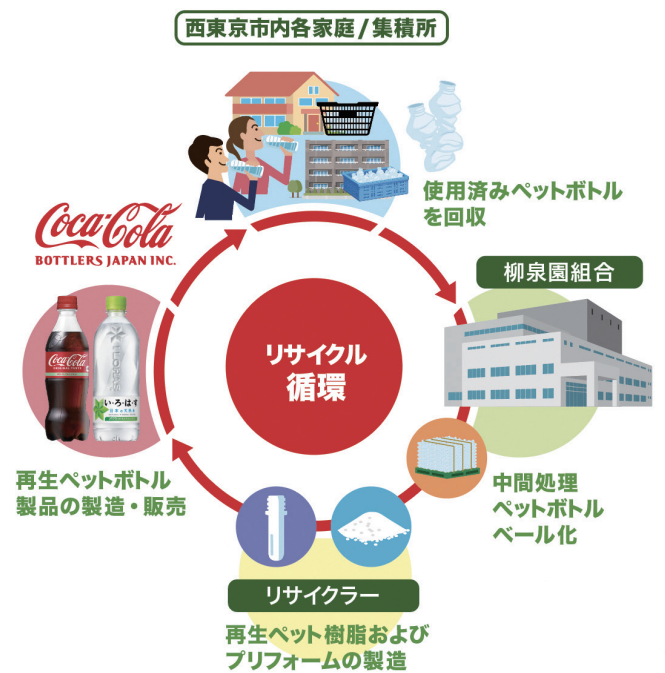
柳泉園組合とコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社による、 「ペットボトル水平リサイクルに関する事業連携協定」が締結されました

令和6年6月24日（月）に柳泉園組合とコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社は「ペットボトル水平リサイクルに関する事業連携協定」を締結しました。

今まで西東京市の各家庭から回収され、柳泉園組合に搬入されたペットボトルについては、ペットボトルを含む様々なプラスチック製品の材料として再資源化されておりました。この度、事業連携協定を締結し、安定的にペットボトルからペットボトルへの水平リサイクル「ボトル to ボトル」をすることで、資源の国内循環を図ることやSDGsの目標12「つくる責任、つかう責任」に掲げられた「持続可能な生産消費サイクルの実現」の推進が可能となり、CO2削減にもつながります。また、ペットボトルが飲料ペットボトルへリサイクルされることで、使用済みペットボトルの分別について、より身近に取り組んでいただけたと考えております。

（一般的なペットボトルから100%リサイクルペット素材に切り替えた場合には、1本あたり約60%、CO2排出量を削減できます。）

柳泉園組合における 「ボトル to ボトル」 協働事業プロセス



プラスチック容器包装類の資源化が推進しています (プラスチック容器包装類の分別・資源化のご協力ありがとうございます)

西東京市から排出されるプラスチック容器包装類の品質は、現在総合Aランク(最高ランク)を維持しており、評価されています。



プラスチック容器包装類の資源化の取組みには、様々な方法があります。持続可能性の高いマテリアルリサイクル(※)等を優先し、プラスチックを再び製品として利用することを目指しています。

※ マテリアルリサイクルとは

“マテリアル”は原材料を意味する言葉です。文字どおり、廃棄物を原材料として再利用することを指します。



プラスチック容器包装類の資源化は、 市民・行政・事業者が協力して取り組む事業です

家庭ごみの廃棄物処理については、全面的に市民、行政にその役割・負担がかかっていました。そこで、家庭から出るごみの6割（容積比）を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るために容器包装リサイクル法（注1）が施行されました。

容器包装リサイクル法では、これまでの市民や行政が行っていた廃棄物処理の責任の一部を拡大生産者責任（注2）を導入することによって、事業者による容器包装類の生産や流通、販売段階を含めた排出抑制・減量・資源化の取り組みが推進されています。

注1：容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）

注2：拡大生産者責任

容器包装を含む製品の設計・製造に最も影響を与える生産者に対し、物理的・金銭的責任を当該製品の廃棄後まで全面的若しくは部分的に拡大する環境政策の手法。単に金銭的負担を生産者に拡大することではなく、生産者による環境配慮設計を促すことも目的としています。

